

原子力災害対策の現状について

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

野島 久美恵

市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議
平成30年1月19日

本日の話題

(初動対応)

○ 原子力災害対策指針

平成 24年10月31日(原子力規制委員会)

平成 29年7月5日全部改正

<http://www.nsr.go.jp/data/000024441.pdf>

○ 原子力災害対策マニュアル

平成 24年10月19日(原子力防災会議幹事会)

平成 29年12月26日一部改訂

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/pdf/taisaku_manual.pdf

原子力災害対策指針の改正のポイント

実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル(EAL)の見直し及び核燃料施設等のEALの策定について、検討を行った。見直し・検討の結果、平成29年7月5日に原子力規制委員会で原子力災害対策指針が全部改正され、その改正のポイントは以下のとおりである。

発電用原子炉施設

実用発電用原子炉施設の改正前後のEALについては、次ページ参照

◆ 新規制基準で義務付けられた施設・設備(SA設備)の考慮

例)注水機能喪失に係る原子炉冷却機能の異常は、高圧の非常用炉心冷却装置(ECCS)のうち設計基準事故対応設備だけでなく、これと同等の機能を有するSA設備も含めて注水機能が喪失を判断基準とする。

◆ 新規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設について、区分を新設

使用済燃料貯蔵槽にのみ燃料が存在するなど施設の状態を踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1号炉～4号炉に係る施設のEALと同一とする。

発電用原子炉施設以外の施設

◆ 施設の区分ごとに警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断するEALを新設

例)再処理施設は、実用発電用原子炉施設のEALを参考にしつつ、再処理施設の特性に応じ、重大事故等(臨界、蒸発乾固等)をEALとして取り込むなど、新たにEALの枠組みを規定

全原子力施設共通

◆ 警戒事態を判断するEALについて、「立地道府県で震度6弱以上の地震の発生」を「所在市町村で震度6弱以上の地震の発生」に変更

◆ その他規定の整理、記載の適正化

緊急事態区分を判断するEALの一覧(実用発電用原子炉施設)

※緑網掛け部分は改正部分 施行前

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
—	敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	施設内(原子炉外)臨界事故
原子炉停止機能の異常のおそれ	—	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
原子炉冷却材の漏えい	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
原子炉給水機能の喪失	原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉注水機能の喪失
原子炉除熱機能の一部喪失	残留熱除去機能の喪失	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	蒸気発生器給水機能の喪失	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
全交流電源喪失のおそれ	全交流電源の30分以上喪失	全交流電源の1時間以上喪失
全交流電源喪失のおそれ(新規制基準未適合炉)	全交流電源の5分以上喪失(新規制基準未適合炉)	全交流電源の30分以上喪失(新規制基準未適合炉)
—	直流電源の部分喪失	全直流電源の5分以上喪失
—	—	炉心損傷の検出
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	停止中の原子炉冷却機能の喪失	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
—	格納容器健全性喪失のおそれ	格納容器圧力の異常上昇
単一障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
所内外通信連絡機能の一部喪失	所内外通信連絡機能の全て喪失	—
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
(原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	住民の避難を開始する必要がある事象発生
立地道府県で震度6弱以上の地震又は立地道府県沿岸で 大津波警報発令	—	—
—	事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

緊急事態区分を判断するEALの一覧(実用発電用原子炉施設)

※緑網掛け部分は改正部分 施行後

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
—	敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	施設内(原子炉外)臨界事故
原子炉停止機能の異常のおそれ	—	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
原子炉冷却材の漏えい	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
原子炉給水機能の喪失	原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉注水機能の喪失
原子炉除熱機能の一部喪失	残留熱除去機能の喪失	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	蒸気発生器給水機能の喪失	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
全交流電源喪失のおそれ	全交流電源の30分以上喪失	全交流電源の1時間以上喪失
全交流電源喪失のおそれ(新規制基準未適合炉)	—	—
—	直流電源の部分喪失	全直流電源の5分以上喪失
—	—	炉心損傷の検出
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	停止中の原子炉冷却機能の喪失	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(新規制基準未適合炉)	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新規制基準未適合炉)	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新規制基準未適合炉)
—	格納容器健全性喪失のおそれ	格納容器圧力の異常上昇
単一障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
所内外通信連絡機能の一部喪失	所内外通信連絡機能の全て喪失	—
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
(原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	住民の避難を開始する必要がある事象発生
所在市町村で震度6弱以上の地震又は所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表		
—	事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成29年12月26日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。

今般、近年の防災対応・訓練から得た教訓事項や、平成29年7月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて改訂を行う。

2. 主な改訂事項

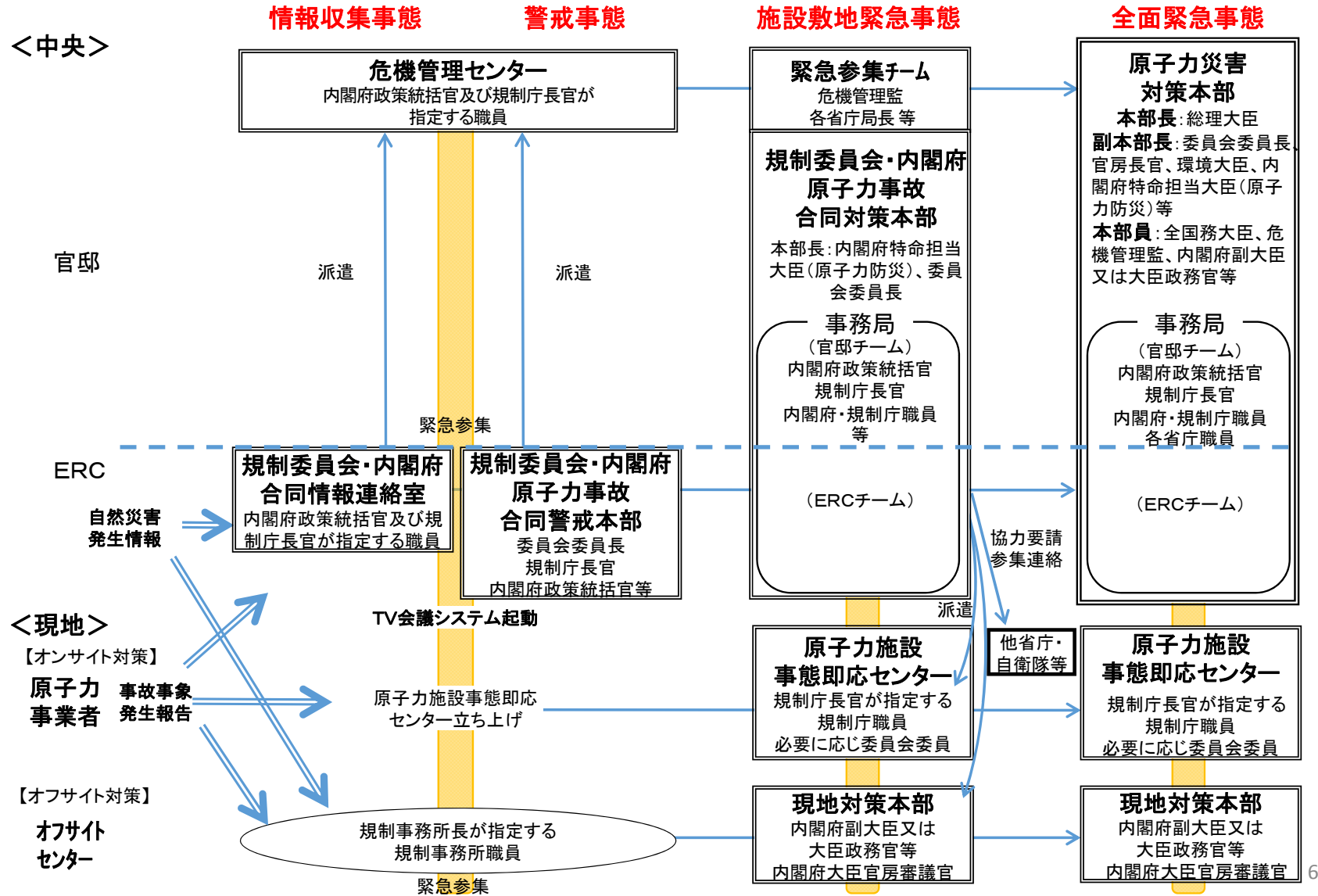
(1) 平成29年7月の原子力災害対策指針の改訂を踏まえ、警戒事態に該当する事象を見直したこと

例) 改正前の原子力災害対策指針においては、立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合に警戒事態に該当することとされていたところ、立地市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合に改められたこと

(2) 各機能班において、緊急時に的確に対応ができるよう、平素から訓練等を通じて、班内の体制や対応方法や手順等について点検・充実を図ることの明確化を図ったこと

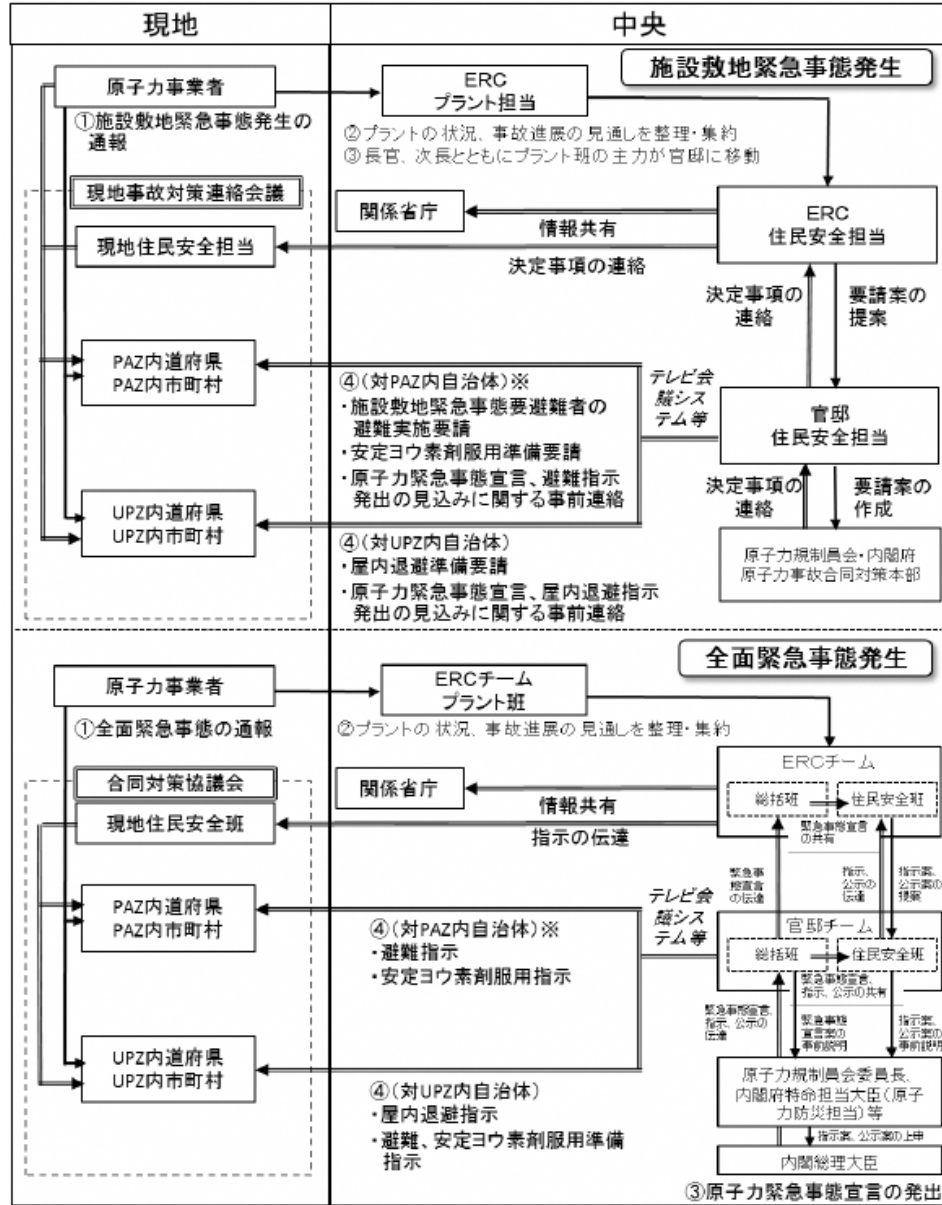
(3) 人員が不足する場合や対応が長期化した場合等に備えてあらかじめ参集要員の代替要員を確保することの明確化を図ったこと

全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行



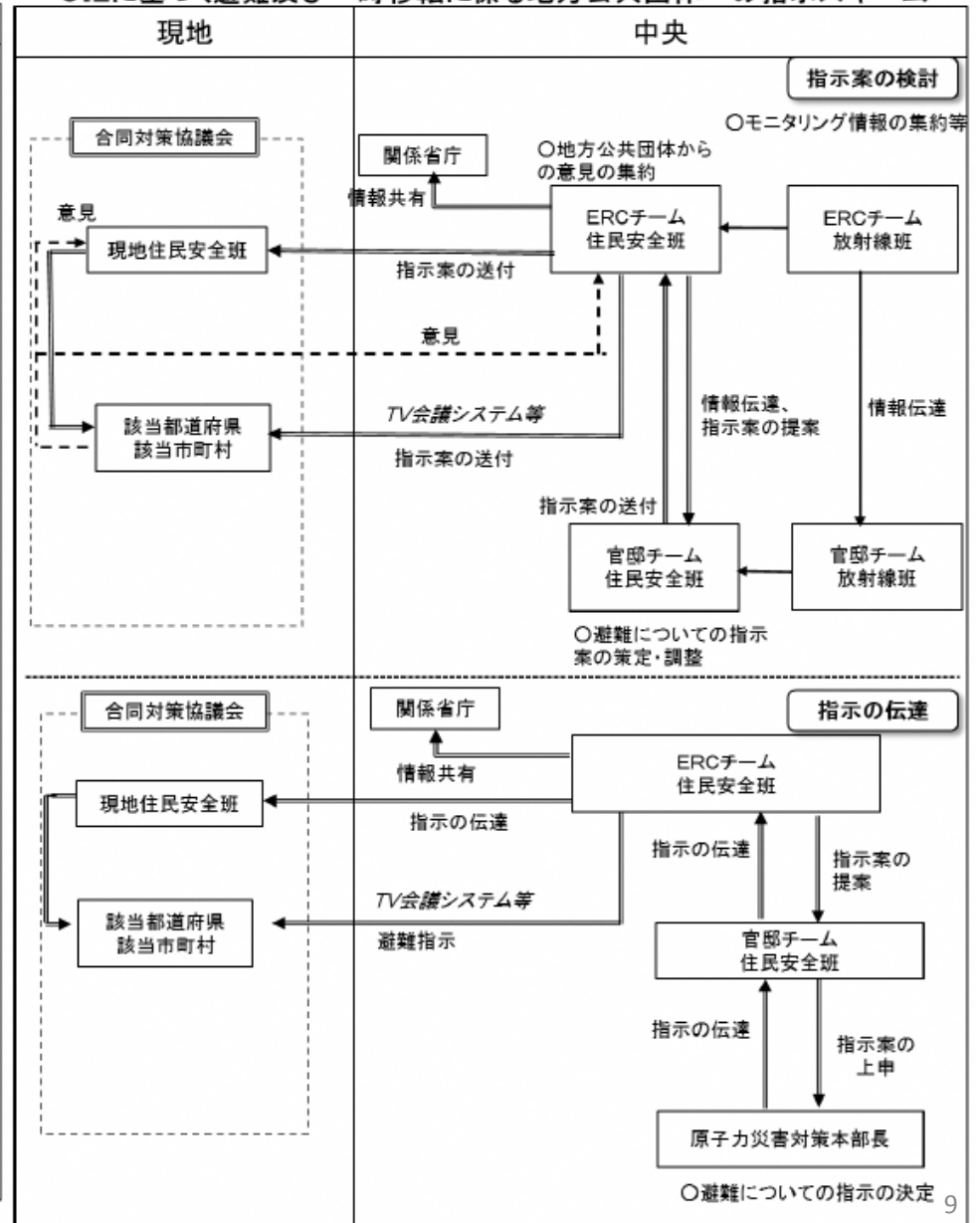
〈中央〉	政府の拠点・要員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
	1-1. 官邸 【原災本部】 総理大臣、官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、委員会委員長、原子力利用省庁大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、規制庁長官、機能班長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長官、危機管理監、各省局長級	<p style="text-align: center;"><応急対策の対処方針決定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の応急措置に係る命令 <small>(例、ヘントの実施)</small> → 委員会 ○ 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理大臣 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺住民の防護措置に係る指示 <small>(例、避難範囲の決定・自治体首長への指示)</small> → 総理大臣 <p><small>※ 避難等の指示に当たっては道府県知事等と事前調整。</small></p>
	1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府政策統括官が指定する内閣府職員各機能班	<p style="text-align: center;"><中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オンサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・要員参集までに一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例、PAZ避難実施) <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット情報の情報収集・分析 <small>(例、ERSS)</small> ○ 事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見据えた支援策の企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 ○ 現地対応に必要な関係省庁間調整 <small>(例、被災者への救援物資調達)</small>
〈現地〉	2-1. 原子力事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・ 災害対策拠点 	<p style="text-align: center;"><事故収束対応の最前線></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制庁は炉規法に基づく現場の情報収集・応急措置の監督 ○ 事業者の事故収束活動の支援等 <p style="text-align: center;"><事業者との現地調整拠点></p>	
	2-2. 事態即応センター 規制庁長官が指定する規制庁職員、必要に応じて委員会委員 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会指示等の執行の監督 <p><small>※ 危急存亡の例外的事態においては総理が原災法に基づく指示を発出。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 ○ オンサイト対策の支援に係る連絡調整 	
	3. オフサイトセンター <small>(現地対策本部、合同対策協議会)</small> 内閣府副大臣又は大臣政務官、内閣府審議官等		<p style="text-align: center;"><住民防護・支援の最前線> <自治体との現地調整拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原災本部長指示、各種対策の実施 ○ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ○ 自治体との具体的対策の検討・調整 <small>(例、避難経路設定、輸送手段確保)</small>
	4. 緊急時モニタリングセンター 放射線環境対策室長、上席放射線防災専門官		<p style="text-align: center;"><緊急時モニタリングの最前線></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地における緊急時モニタリングの実施等

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム



※必要に応じて、現地事故対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達。

OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム



原子力災害対策指針

平成24年10月31日

原子力規制委員会

(平成25年2月27日全部改正)

(平成25年6月5日全部改正)

(平成25年9月5日全部改正)

(平成27年4月22日全部改正)

(平成27年8月26日全部改正)

(平成28年3月1日一部改正)

(平成29年3月22日全部改正)

(平成29年7月5日全部改正)

目次

前文	1
第1 原子力災害	2
(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任	2
(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路	2
(3) 原子力災害の特殊性	4
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	5
第2 原子力災害事前対策	5
(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方	5
(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方	5
(3) 原子力災害対策重点区域	5 1
(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策	5 5
(5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備	5 5
(6) 緊急時モニタリングの体制整備	5 6
(7) 原子力災害時における医療体制の整備	5 8
(8) 平時からの住民等への情報提供	6 3
(9) オフサイトセンター等の整備	6 4
(10) 諸設備の整備	6 4
(11) 防災関係資料の整備	6 5
(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練	6 5
第3 緊急事態応急対策	6 6

(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方	66
(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策	67
(3) 緊急時モニタリングの実施	67
(4) 緊急時における住民等への情報提供	69
(5) 防護措置	69
(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策	75
第4 原子力災害中長期対策	75
(1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方	75
(2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング	76
(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定	76
(4) 発災後の復旧に向けた健康評価	76
(5) 除染措置	76
(6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方	77
第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策	77
(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置	78
(2) 緊急事態区分を判断する基準	78
(3) 原子力災害対策重点区域	79
(4) 緊急時モニタリング	80
(5) 原子力災害事前対策	80
第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題	80
第7 結び	81

前文

<目的・趣旨>

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするにある。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

- ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。
- ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。
- ・国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

<定義>

本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）において使用する用語の例による。

<対象>

本指針の対象は、炉規法に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

<過去の経緯>

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめた。

平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成

24年3月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、緊急時の情報提供体制の不備、避難計画や資機材等の事前準備の不足、各種対策の意思決定の不明確さ等に関する見直しについても多数の提言がされた。

平成24年9月18日をもって、原子力安全委員会は廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

本指針は、上記の旧指針及び中間とりまとめの内容を精査し、さらに、上記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。

第1 原子力災害

（1）原子力災害及び原子力事業者の責任

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。

（2）放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

① 放射性物質又は放射線の放出

2

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

- 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管隙壁若しくは原子炉冷却系隙壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管隙壁若しくは原子炉冷却系隙壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

<p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを隠知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
---	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
---	--

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
---	--

原子力災害対策マニュアル

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

(平成 2 5 年 9 月 2 日一部改訂)

(平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日一部改訂)

(平成 2 7 年 6 月 1 9 日一部改訂)

(平成 2 8 年 1 2 月 7 日一部改訂)

(平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日一部改訂)

原子力防災会議幹事会

本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。

本マニュアルでは、

- (1) 原子力事業所(原災法第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。)等において事故や地震等が発生した場合の対応
- (2) 原災法第10条に基づく通報が行われた場合における原子力規制委員会(以下「委員会」という。)及びその事務局たる原子力規制庁(以下「規制庁」という。)を中心とした情報収集や、内閣府(原子力防災担当)によるオフサイト住民防護対策の調整、内閣官房における官邸対策室の設置、緊急参集チームの参集等(「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づき実施される官邸対策室の設置、緊急参集チームの参集等をいう。)による関連情報の集約及び共有、関係省庁間の連絡調整等、原子力事故対応の確立
- (3) 原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部(以下「原災本部」という。)の設置等、関係省庁が連携して緊急事態応急対策を行うために必要な総合調整に関すること
- (4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等

について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故(以下「東京電力株式会社福島原子力発電所事故」という。)の対応をめぐる反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)の見直し状況等を踏まえつつ、不断に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する(福島地域における個別の対応については、第2第3編第4章第2節「福島地域における初動対応の体制」参照)。

また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉における原子力災害への

対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、当面の間は、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、原災法の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）。

なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議連絡会議を設ける。

原子力防災会議、同幹事会及び同連絡会議の構成員は以下のとおりとする。

【原子力防災会議】

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣官房長官、環境大臣及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長

議員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監
内閣官房副長官、内閣府副大臣若しくは関係府省の副大臣、内閣府大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：環境省水・大気環境局長
内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）
内閣官房副長官補（内政、外政）
内閣広報官
内閣情報官
内閣府政策統括官（防災担当）
内閣府食品安全委員会事務局長
警察庁警備局長
消費者庁次長
総務省大臣官房長
消防庁次長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房審議官（研究開発担当）

厚生労働省大臣官房審議官（危機管理担当）
農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官
経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁次長
海上保安庁海上保安監
原子力規制庁次長
防衛省統合幕僚監部総括官
※議長のために応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。

【原子力防災会議連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）
内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
警察庁警備局警備課長
消費者庁消費者安全課長
総務省大臣官房総務課長
消防庁特殊災害室長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局原子力課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
農林水産省大臣官房文書課災害総合対策室長
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局総務課長
原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長
防衛省統合幕僚監部参事官

目次

原子力事業所編

第1 原子力災害対策の主な枠組み.....	8
第2 関係省庁における対応要領.....	17
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17
第1章 情報収集事態.....	17
第1節 組織.....	18
1 中央.....	18
2 現地.....	18
第2節 応急対策業務.....	19
1 情報収集・連絡.....	19
2 テレビ会議システムの起動.....	21
3 広報体制の構築.....	21
第3節 体制の移行.....	22
1 情報収集事態が解消した場合.....	22
2 警戒事態に相当することが判明した場合.....	22
第2章 警戒事態.....	23
第1節 組織.....	24
1 中央.....	24
2 現地.....	24
第2節 応急対策業務.....	26
1 情報収集・連絡.....	26
2 派遣準備の要請.....	28
3 緊急時モニタリングの準備.....	28
4 テレビ会議システムの起動.....	28
5 広報体制の構築.....	28
6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等.....	29
第3節 体制の移行.....	30
1 警戒事態が解消した場合.....	30
2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合.....	30
第3章 施設敷地緊急事態.....	31
第1節 組織.....	31

第1 原子力災害対策の主な枠組み

1 中央	31
2 現地	33
第2節 応急対策業務	36
1 情報収集・連絡	37
2 職員の非常参集体制の立ち上げ	41
3 国の職員及び専門家の緊急派遣	41
4 通信ネットワークの確認	46
5 官邸対策室及び緊急参集チーム等	46
6 広報活動	46
7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動	52
8 緊急時モニタリングの実施等	56
9 PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等	60
10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請	62
11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護	62
第3節 体制の移行	63
1 施設敷地緊急事態が解消した場合	63
2 全面緊急事態に相当することが判明した場合	63
第4章 全面緊急事態	64
第1節 組織	65
【フェーズ1：初動対応】	65
1 中央	65
2 現地	70
【フェーズ2：初動対応後】	72
1 中央	72
2 現地	77
第2節 応急対策業務	78
1 原子力緊急事態宣言の発出	79
2 原災本部及び現地本部の設置	81
3 原災本部会議の開催	83
4 関係局長等会議の開催	84
5 原災本部長の権限及びその行使の考え方	85
6 UPZ外の地方公共団体への協力要請	87
7 原子力災害合同対策協議会の開催	88
8 その他事項	91
9 原子力被災者生活支援チームの設置	92
10 プラント情報集約	94

第1 原子力災害対策の主な枠組み

1 1	オンサイトの事故収束活動.....	98
1 2	実動組織の活動.....	101
1 3	緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有.....	103
1 4	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	108
1 5	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	117
1 6	緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....	118
1 7	被ばく医療活動.....	120
1 8	健康調査・管理.....	125
1 9	警戒区域等への一時立入り等.....	127
2 0	緊急物資の調達・供給等.....	130
2 1	飲食物の出荷制限・摂取制限.....	132
2 2	放射性物質による環境の汚染への対処.....	135
2 3	経済・産業等への対応等.....	136
2 4	原子力被災者の避難・受入先の確保.....	137
2 5	広報・情報発信活動.....	138
2 6	海外等からの支援受入れ.....	146
2 7	行政文書の作成等、記録の保存.....	149
第3節	体制の変更.....	150
1	全面緊急事態が解消した場合.....	150
第2編	事後対策業務.....	151
第1章	事後対策業務.....	151
第1節	組織.....	151
1	中央.....	151
2	現地.....	153
第2節	事後対策業務.....	154
1	関係省庁事後対策連絡会議の開催.....	155
第3編	機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	156
第1章	機能班別業務.....	156
1	各拠点別の基本的な役割.....	156
第2章	要員配置.....	182
第3章	外部専門家要員.....	232
1	緊急事態応急対策委員.....	232
2	その他の専門家.....	233
3	緊急時モニタリング要員及び資機材.....	236
4	緊急被ばく医療に係る医療チーム.....	237
第4章	その他.....	238

第1 原子力災害対策の主な枠組み

第1節 複数サイトにおける事故発生への対応	238
第2節 福島地域における初動対応の体制	238
第3節 各省庁における参集要員の代替確保	239
第4節 現地との連絡調整、輸送の手配等	239
第4編 資料・各種様式	240
第1章 各種様式	240
第1節 警戒事態	241
様式一1 要請案	242
第2節 施設敷地緊急事態	245
様式一2 要請案	246
第3節 全面緊急事態（フェーズ1）	247
様式一3 公示案	248
様式一4 指示案（原災法第15条第3項）	249
様式一5 安定ヨウ素剤服用の指示	250
様式一6 原子力緊急事態宣言	251
様式一7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文	252
様式一8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案	253
様式一9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示	254
様式一10 原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員の任命	255
様式一11 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名	256
様式一12 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請	257
様式一13 公示案（変更）	258
様式一14 指示案（原災法第20条第2項）	259
様式一15 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任	260
様式一16 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任に係る告示	261
様式一17 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任	262
様式一18 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任に係る告示	263
様式一19 公示案（原子力災害現地対策本部の移転）	264
第4節 全面緊急事態（フェーズ2）	265
様式一20 原子力災害被災者支援の体制強化（支援チームの設置）	266
様式一21 原子力緊急事態解除宣言	267
第5編 複合災害への対応	268

第4編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

※ 最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇月〇日〇時〇分に発生した〇〇〇（例：××を震源とする地震）は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

(様式-1-2)

※ 最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した後に、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・ 〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

※ 最初から警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z に該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

第2節 施設敷地緊急事態

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

〇〇電力株式会社から〇〇原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所のP A Z に該当する市町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。当該地域の住民（ただし、施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・P A Z の地方公共団体は、P A Z に該当する市町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・U P Z の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。
- ・P A Z 及びU P Z に該当する市町村の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

(様式-3)

公示案

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>〇〇市、□□町、△△村、・・・※ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の海域)(注)</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時</p>
	<p>発生場所</p>
	<p>発生場所の天候状況</p>
	<p>放射線等の状況</p>
	<p>被害状況</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>その他特記事項</p>
	<p>(例) ・〇〇原子力発電所のPAZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。 ・UPZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。 ・PAZ及びUPZの市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</p>

平成〇年〇月〇日〇時〇分

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」等」

とする。

(様式-4)

指 示 案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z及びUP Z内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

内閣総理大臣 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所のP A Zに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施すること。
- ・UP Zに該当する□□市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・P A Z及びUP Zに該当する△△市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(様式－5)

安定ヨウ素剤服用の指示

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

内閣総理大臣 名
又は
原子力災害対策本部長 名

〇〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第〇条第〇項
(第15条第3項又は第20条第2項)の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

服用方法等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成25年7月19日作成)を参照すること。

(様式－6)

(案)

〇〇発電所事故に係る原子力緊急事態宣言

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇〇（事業所名※）において、（事象の発生状況を記載。（例）原子炉冷却材の漏えいが発生し、非常用の炉心冷却装置による注水を行っていたところ、その後、〇時〇分、全ての非常用の炉心冷却装置による注水機能が喪失した）ため、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象が発生した。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(例)

現在、敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

しかしながら、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるとの観点から、放射性物質の放出前の今の時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、

- ① 〇〇〇（事業所名）からおおむね5 km圏の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難を実施する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施する。
- ② 〇〇〇（事業所名）からおおむね5 kmから30 km圏の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。
- ③ これら地域の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する。

政府としては、この後、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部をオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移について迅速に情報提供を行う。国民の皆様は、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意していただきたい。

（放射性物質の放出見込みについて言及）については、十分な時間的余裕があるので、国や自治体の指示に従い、落ち着いて行動していただきたい。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、
海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、
航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」
等」

とする。

(様式-13)

公示案

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>緊急事態応急対策を実施すべき区域を下記の区域に変更する。</p> <p>(変更後の実施区域) ○○市、□□町、△△村、・・・※</p> <p>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径 ○○m圏内の海域) (注)</p>
<p>2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 ・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 <p>(追加事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○地区の住民は屋内退避すること。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」等」とする。

(様式一14)

指示案

〇〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(UPZの道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力災害対策本部長 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は避難すること。
- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は一週間程度内に一時移転すること。

原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言を発する。

第5編 複合災害への対応

- ・地震・津波等と原子力事故の複合災害が発生した場合、事態に応じ、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部等と、原災法に基づく原災本部等を設置する。
- ・緊急（非常）災害対策本部が設置されている場合は、物資や輸送の手配など共通的な措置内容の集約、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。
- ・各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。

地震・津波等との複合災害時の対応(イメージ)

